

しまね特別支援教育魅力化ビジョン

令和3年2月

島根県教育委員会

目次

I 策定にあたって

1 策定の趣旨	・ ・ ・ ・ ・ 1
2 計画の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・ 2
3 計画の期間	・ ・ ・ ・ ・ 2
4 「特別支援教育の魅力化」とは	・ ・ ・ ・ ・ 2
5 育成したい人間像と取組の方向性	・ ・ ・ ・ ・ 4

II 多様な学びの場における教育環境の充実

1 特別支援学校	
(1) 職業教育と就業支援の充実	・ ・ ・ ・ ・ 6
(2) 地域と連携・協働した教育の推進	・ ・ ・ ・ ・ 6
①地域と学校との連携の強化	
②地域資源を活用した教育の推進	
(3) 医療依存度の高い幼児児童生徒の教育環境の整備	・ ・ ・ ・ ・ 7
①学校看護師の計画的な配置	
②就学前の早期の情報共有	
③医療的ケアに関する専門的な助言の提供	
(4) 教育環境の整備	・ ・ ・ ・ ・ 8
①通学支援の充実	
②ICT活用の推進	
③特別支援学校の狭隘化や大規模化への対応	
2 就学前	
(1) 市町村における相談支援体制の整備	・ ・ ・ ・ ・ 9
(2) 早期支援のための相談窓口の周知	・ ・ ・ ・ ・ 9
(3) 所（園）内体制の充実	・ ・ ・ ・ ・ 10
(4) 盲学校幼稚部の設置	・ ・ ・ ・ ・ 10
3 小学校、中学校	
(1) 発達障がいの可能性のある児童生徒への支援	・ ・ ・ ・ ・ 11
①新しい学びの場の検討	
②特別支援教育支援専任教員等による支援の強化	
③ICT活用の推進	
(2) 校内体制の機能強化	・ ・ ・ ・ ・ 12
(3) 特別支援学級に対する支援の継続	・ ・ ・ ・ ・ 12
(4) 通級による指導での支援内容の共有	・ ・ ・ ・ ・ 13
(5) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進	・ ・ ・ ・ ・ 13

4 高等学校	
(1) 校内体制の強化	・ ・ ・ ・ ・ 14
(2) 通級による指導の拡充	・ ・ ・ ・ ・ 14
(3) 圏域のネットワーク構築による特別支援教育の推進	・ ・ ・ ・ ・ 14
(4) 合理的配慮アドバイザーの配置	・ ・ ・ ・ ・ 15
(5) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進	・ ・ ・ ・ ・ 15
(6) ICT活用の推進	・ ・ ・ ・ ・ 15
○安全な学校生活のために（学校における衛生管理等）	・ ・ ・ ・ ・ 15

Ⅲ 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築

1 切れ目ない支援	
(1) 適切な就学相談の実施と就学先決定の充実	・ ・ ・ ・ ・ 17
(2) 学校間等での引継ぎの充実	・ ・ ・ ・ ・ 17
(3) 中学校における進路指導の充実	・ ・ ・ ・ ・ 17
(4) 関係機関との連携の促進	・ ・ ・ ・ ・ 17
(5) 生涯にわたるスポーツ・芸術活動の推進	・ ・ ・ ・ ・ 18
2 特別支援教育の理解・啓発	
(1) 交流及び共同学習の充実	・ ・ ・ ・ ・ 18
(2) 障がいの理解教育の推進	・ ・ ・ ・ ・ 19
(3) 地域との連携・協働を通じた理解・啓発の推進	・ ・ ・ ・ ・ 19
(4) 障がいのある子どもの保護者との連携の促進	・ ・ ・ ・ ・ 19

Ⅳ 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保

1 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	
(1) 特別支援教育に関する指導力の向上	・ ・ ・ ・ ・ 21
(2) 特別支援学校における専門的指導力の向上	・ ・ ・ ・ ・ 22
2 人材育成と人材確保	
(1) 特別支援教育の中核的・指導的役割を果たす教員の育成	・ ・ ・ ・ ・ 22
(2) 特別支援教育を目指す人材の確保	・ ・ ・ ・ ・ 23

参考資料	・ ・ ・ ・ ・ 24
------	--------------

I 策定にあたって

1 策定の趣旨

島根県では、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、きめ細かな教育を行うため、平成24年2月に策定した「しまね特別支援教育推進プラン」に基づき特別支援学校、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育の充実に向け取り組んできました。

しかし、この間にも特別な支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、特別支援教育の更なる充実が求められています。

平成18年12月に国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は、平成26年1月に条約を批准しました。この条約の24条（教育）では、障がい者があらゆる段階の教育を受けられるようにすべきこと、教育を受けるとき、それぞれの障がい者にとって必要な合理的配慮が提供されることが定められています。この条約の批准に向け、国内においては、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定など、国内法の整備が進められ、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、教育の分野においても、平成19年に「特殊教育」から「特別支援教育」への発展的な転換が行われ、平成24年7月には「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム¹の構築のための特別支援教育の推進（報告）」が中央教育審議会初等中等教育分科会から報告されました。その中で、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、適切な指導と必要な支援を提供できる、多様で柔軟な学びの場の充実が求められています。

また、学習指導要領が改訂され、社会に開かれた教育課程の実現などの基本的な考えが示され、学校と社会との連携・協働が求められています。

このような特別支援教育をめぐる情勢の変化への対応を検討するため設置した「特別支援教育在り方検討委員会」の提言も踏まえ、本県における特別支援教育を充実させるため「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」を策定します。

¹ インクルーシブ教育システム …… 障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みで、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。（出典：文部科学省HP参考）

※合理的配慮 …… 障害者が他の者と平等に全ての人権又は基本的自由を享受し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（出典：文部科学省HP）

2 計画の位置づけ

島根県の教育の基本理念や施策の方向性を示す「しまね教育魅力化ビジョン」に基づき、長期的な視野で特別支援教育の教育環境を充実させていくための、基本的な考え方や取組の方向性を示すものです。

3 計画の期間

令和3年度（2021年4月）から令和12年度（2031年3月）までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や国の動向等を踏まえて、必要に応じて本ビジョンを見直します。

4 「特別支援教育の魅力化」とは

●島根県における特別支援教育の魅力化とは

島根県における「特別支援教育の魅力化」とは、「地域の中で障がいのある子どもが持てる力を十分に発揮し、力強く、自分らしく生きる」ことを目指し、特別支援教育をよりよいものに高めていくことです。

学校・家庭・地域での双方向の連携・協働により、学校・家庭・地域が一体となった特色ある取組で、地域の中で、障がいのある子どもの「生きる力」を育てていきます。

●誰にとっての魅力なのか

なにより、障がいのある子どもにとっての魅力です。障がいのある子どもが達成感や充実感を感じ、夢や希望をもち、学び続け、自立や社会参加を実現していくことを目指します。また、保護者、教職員、地域の人々にとっての魅力でもあります。

保護者が子どもの成長を感じ、喜び、もっと学ばせたいと思える教育を目指します。

教職員が子どもの自立と社会参加を目指して互いに高め合おうとする教育を目指します。

そして、地域の一員としての役割を担う人材を育て、地域と協働して共生社会の形成を目指します。

●特別支援教育の魅力化で大切にしたいこと

(1) 教育目標の明確化

学校等が、子どもたちに育成したい力や教育の目標を明確にし、家庭・地域（関係機関も含む）と共有するとともに、子ども一人一人の教育目標を、保護者を含めた関係者で共有することが大切です。

(2) 自立と社会参加に必要な「生きる力」の育成

障がいの状態や特性及び心身の発達の段階に応じた生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育むために、「学びの支えを築く（知識・技能）」、「深め広げ豊かにする（思考力・判断力・表現力等）」、「人生や社会に生かす（学びに向かう力・人間性等）」という資質・能力を偏りなく育成していくとともに、自立活動の指導による学習上又は生活上の困難さの改善・克服を図っていくことが大切です。また、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく、という「キャリア教育」²の視点を持ち、小学校段階から取り組んでいくことも大切です。

(3) 学校等と地域の協働

地域の中で学び、生きていくために、子どもたちの育ちを校（園・所）内に閉じず、子どもたちが積極的に地域に貢献したり、意志や願い、思いを発信したりしていくことが大切です。また、今まで以上に、地域の人的・物的資源を活用したり、医療、福祉、労働等の関係機関と連携したりし、学校等と地域が協働しながら子どもたちを育てていくことが大切です。

(4) 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ

障がいのある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々との交流等を積極的に行っていくことが大切です。

このような「特別支援教育の魅力化」を学校等で進めていく中で、インクルーシブ教育システムの構築を目指して、障がいのある子どもと障がいのない子どもができる限り共に学ぶことを追求しつつ、多様な学びの場を整備し、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を充実させていきます。そして、地域と共に障がいの有無にかかわらず誰もがそれぞれの人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を認め合える共生社会の形成に向けて取り組んでいきます。

² キャリア教育

・・・一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育。（出典：文部科学省HP）

5 育成したい人間像と取組の方向性

本県の特別支援教育では、次のような人間像の育成を目指します。

1 「夢や希望をもち、その実現に向けて、学び続けようとする人」

子ども一人一人の自立と社会参加を目指す上で、子どもが主体的に自らの力を高め、ていくためには、「なりたい自分」「夢」をもち、それらに向かって挑戦することが大切です。また、挑戦をする中で、主体的に課題に向かい、自己選択や自己決定を行い、粘り強く学び続ける人であってほしいと考えます。

2 「人や社会とのつながりをもち、社会に参加・貢献しようとする人」

子ども一人一人の自立と社会参加を目指す上で、子どもが周囲の人や社会と関わることは必要不可欠であり、自分らしく他者や社会と関わっていくことが大切です。また、その関わりを通して自らの役割を見だし、社会に参加、貢献することができる人であってほしいと考えます。

3 「自分の意思をもち、自分を信じ、他者を信頼し、共に生きようとする人」

子ども一人一人の自立と社会参加を目指す上で、自分の意思をもち、他者に自分の思いを伝えることが大切です。また、社会で他者と共に生きる中で、自分を理解し、自信を持って活動し、他者とお互いに助け合って生きていこうとする人であってほしいと考えます。

本県が目指す特別支援教育を以下の3本の柱で推進していきます。

1 多様な学びの場における教育環境の充実

～一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援～

2 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築

～早期からの一貫した支援と特別支援教育の理解・啓発～

3 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保

～教職員の専門性の向上と特別支援教育を担う人材の育成と確保～

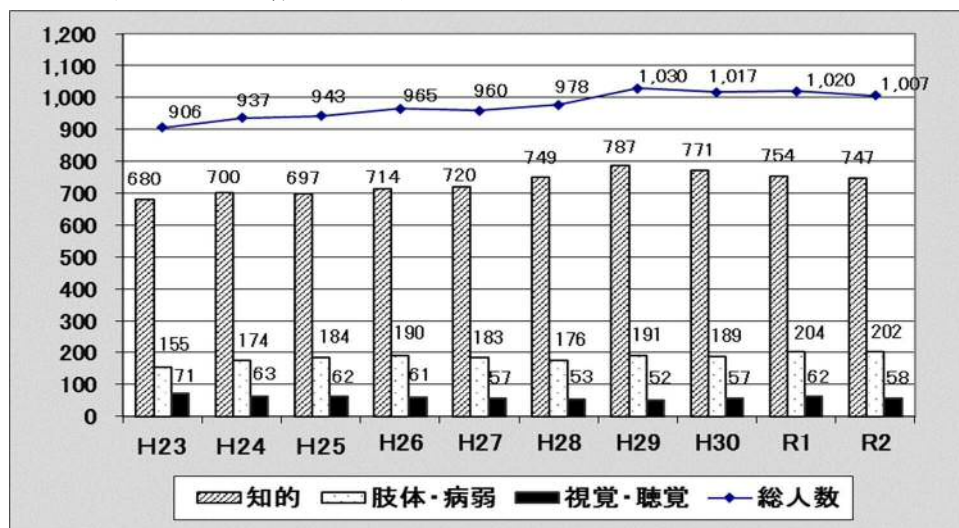
Ⅱ 多様な学びの場における教育環境の充実

1 特別支援学校

【現状と課題】

- ①特別支援学校の在籍者数は平成29年度をピークとして横ばい傾向となっていますが、小学校、中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加しており、今後、知的障がい特別支援学校高等部の増加が見込まれます。また、幼児児童生徒の障がいの多様化が進んでいます。
- ②高等部卒業生の一般就労率は、知的障がい特別支援学校でのコース制の導入や各校における生徒個々の進路希望に応じた職場実習の実施、関係機関と連携した職場開拓や就業後の定着支援などにより、近年、高い水準で推移していますが、生徒の増加や多様化に対応するため、更なる職業教育・就業支援の充実が必要となっています。
- ③特別支援学校の教育活動や幼児児童生徒の様子が地域に知られていないことがあり、特別支援学校と地域との関わりを充実させていく必要があります。
- ④気管内喀痰吸引や人工呼吸器の使用など、医療依存度の高い幼児児童生徒が特別支援学校に通学するケースが増えており、より安全・安心な医療的ケア³の体制を整備する必要があります。
- ⑤特別支援学校では、広範囲から幼児児童生徒が通学しており、通学にかかる保護者の負担軽減が求められています。

■特別支援学校の在籍者数推移（H23～R2） （単位：人）



出典：島根県教育委員会

³ 医療的ケア

・・・特別支援学校等に在籍する幼児児童生徒に対し、健康で快適な状態をサポートするとともに生命の危機を防ぐための医療行為。実施内容は医師、看護師による指導を受けた保護者が家庭において日常的に実施している行為に限定。（出典：島根県立学校における医療的ケア実施体制ガイドライン）

■特別支援学校高等部卒業生の一般就労率

卒業年月		H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3
就労率	島根県	30.6%	27.0%	37.1%	36.7%	37.9%
	全国平均	29.4%	30.1%	31.2%	32.3%	

※調査対象：全障がい種

出典：島根県教育委員会・学校基本調査

■医療的ケア対象児童生徒数推移 (単位：人)

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
児童生徒数	33	37	41	40	42

※対象：全特別支援学校

出典：島根県教育委員会

【今後の取組】

(1) 職業教育と就業支援の充実

生徒一人一人の自立と社会参加を目指し、障がいの状態や特性に応じた職業教育の充実や、進路希望に応じた就業支援に取り組んでいます。

今後は県教育委員会に配置した職業能力開発員⁴による、新たな分野の職場や実習先の開拓、より職場に即した指導等についての学校への助言を行い、職業教育・就業支援の充実を図るなど、生徒の進路希望が実現するよう努めていきます。

また、特別支援学校間で、作業学習での交流や作業学習の成果を合同で発表する機会を設け、生徒の就労への意欲をより高めていく取組を行います。

(2) 地域と連携・協働した教育の推進

学習指導要領の改訂により、「社会に開かれた教育課程⁵」の実現が示されています。また、「しまね教育魅力化ビジョン」においても、教育の魅力化を図るため、学校・家庭・地域が子ども一人一人の「生きる力」を育むという目標を共有し、協働を図り、島根の教育をよりよいものに高めることを目指しています。

特別支援学校においても、この趣旨に則り、地域と連携・協働した教育を推進していきます。

⁴ 職業能力開発員 ……島根創生計画に基づく障がいの者の雇用の促進、障がい者雇用未経験の職場訪問、未開拓な職種における職業能力の開発の研究を行うために、県教育委員会に1名配置。(令和2年度時点)

⁵ 社会に開かれた教育課程 ……よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのか教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくということ。(出典：文部科学省HP)

①地域と学校との連携の強化

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒が、地域の中で、多様な人と関わり、様々な体験を重ねていくことで、生きる力を育ていけるように、地域と特別支援学校の連携を強化する仕組みや体制として、令和4年度に、全校に、学校運営の基本方針の承認や学校運営などへの意見を述べるができる、学校運営協議会の導入を目指していきます。また、学校が地域の団体等と共通の目的に沿って双方向の協働を行い、教育活動をより充実させていくため、学校と団体等から成る「特別支援学校魅力化コンソーシアム⁶」の構築を検討していきます。

地域との連携を通して、地域全体で子どもを育てていこうという意識の向上を図っていきます。

②地域資源を活用した教育の推進

地域の方を授業の講師やゲストティーチャーとして招くなど、積極的に学校教育に参画してもらうことを推進します。また、専門的な知識や技術を取り入れる取組として、大学や高等専門学校等との協働も積極的に行います。

地域の課題解決に向けた学習や地域への貢献活動など、幼児児童生徒が障がいのない人と関わりながら、地域に参加する学習も推進していきます。

(3) 医療依存度の高い幼児児童生徒の教育環境の整備

近年、医療技術の進歩により、気管内喀痰吸引や人工呼吸器を使用するなど高度で専門的な医療的支援を必要とする幼児児童生徒も通学が可能となり、学校で医療的ケアを受けることが増えつつあります。医療依存度の高い幼児児童生徒の安全・安心な教育環境を整えるために、医療機関と連携し、学校看護師のスキルアップの研修や学校看護師確保のための取組を行っていきます。

①学校看護師の計画的な配置

現在、医療的ケア実施校には、安全な医療的ケアを実施するために必要な人数の学校看護師を配置しています。今後も引き続き、各校の状況を踏まえながら、必要な学校看護師を計画的に配置するために医療関係機関とも連携し、学校看護師確保に努めていきます。

②就学前の早期の情報共有

医療的ケアが必要な子どもが就学する際には、就学先の安全・安心な教育環境を整備しておく必要があります。保健師や、健康福祉部で配置が計画されている医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターと連携し、医療的ケアを受けている子どもの早期からの情報共有を図っていきます。

⁶ コンソーシアム …… 2つ以上の個人、企業、団体、政府等（あるいはこれらの任意の組合せ）からなる団体で、共同で何らかの目的に沿った活動を行うために構成されるもの。（出典：県立高校魅力化ビジョン（島根県教育委員会））

③医療的ケアに関する専門的な助言の提供

医療的ケアの実施にあたっては学校での医療的ケアに精通した医師の助言が受けられるよう、学校の要請に応じた巡回指導を実施します。また学校看護師への技術的な助言として、医療機関による研修を実施していきます。

(4) 教育環境の整備

①通学支援の充実

特別支援学校は通学範囲が広いため、通学支援として、寄宿舎の設置、分教室の設置、校外学習用のスクールバスを利用した登校時の通学バスの運行を行っています。また、障がい福祉サービスの利用による通学も行われており、通学にかかる保護者の負担は軽減されつつありますが、通学のために市町をまたぐ遠距離の送迎を保護者が行っているケースがあります。

毎年通学の状況が変化することや自立と社会参加を目指すという教育的観点も考慮しながら、通学のため遠距離の送迎を行っている保護者の負担を軽減するための支援を、障がい福祉サービスなども含め検討していきます。

②ICT活用の推進

文部科学省におけるGIGAスクール構想⁷を受け、特別支援学校においてもICT環境の整備と活用を充実させていきます。障がいのある子どもの自立と社会参加に向け、効果的な活用方法について、大学や企業等と連携しながら、障がい種や特性に応じた教職員対象のICT活用に関する研修の実施や機器の整備について進めていきます。

③特別支援学校の狭隘化や大規模化への対応

今後10年間、幼児児童生徒数の増加が想定されます。今後の在籍者数の推移を見ながら、令和4年度に、教室不足や狭隘化、分教室設置や複数障がい教育部門の設置によって生じた学校の大規模化などの課題の解消に向けた検討に着手します。特に知的障がい特別支援学校の児童生徒の増加が見込まれており、長期的な視野で検討していきます。その際には、以下の視点を踏まえます。

- 1) 島根県全体の今後の特別支援学校の在り方の中で議論することが必要
- 2) 時代的な要請や地域ニーズなどを踏まえた議論が必要
- 3) 特別支援学校設置基準⁸などの国の動向を踏まえた議論が必要
- 4) 増加傾向にある特別支援学級の現状を含めた議論が必要
- 5) 既存施設の活用など、特別支援学校以外の施設の有効的な活用を含めた議論が必要

※時代的な要請・・・インクルーシブ教育システムの構築、共生社会の実現など

※地域ニーズ・・・分教室、複数障がい種対応、通学支援など

⁷GIGAスクール構想

・・・児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたち誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを全国の教育現場で持続的に実現させる構想。(出典：文部科学省HP参考)

⁸ 特別支援学校設置基準

・・・学校教育法に基づき、学校を設置する場合の最低限の基準。特別支援学校は現在設置基準がなく、文部科学省において策定に向けて検討中。

2 就学前

【現状と課題】

- ①保育所、幼稚園等の保育士、教員等の多くは、乳幼児期では発達障がいの確定診断がつきにくいいため、個々の子どもについて障がいに関する配慮が必要か否かの判断に難しさを感じています。また、障がいに対する専門的な知識が十分でないため、子どもや保護者の困難さや悩みに対応することにも苦慮しています。専門的な助言を受けることができるサポート体制を整備することが必要です。
- ②不安や悩みを抱えた保護者の相談窓口が明確でないため、相談につながらないことがあります。また、保護者が、障がいに対する戸惑いや将来への不安など複雑な思いを抱えていることも多く、子どもの障がいを受け入れるまでには時間を必要とする場合があります、早期からの相談につながらない場合もあります。

■幼稚園・保育所等における特別な支援の必要な幼児

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
割 合	6.2%	6.1%	6.4%	7.4%	7.1%

※教員等の主観により、「特別な支援の必要な幼児数」を調査。全在籍幼児数に占める割合。

※調査対象：国公立幼稚園、公立認定こども園、公立保育所の3～5歳児

出典：島根県教育委員会

【今後の取組】

(1) 市町村における相談支援体制の整備

就学前の特別な支援の必要な子どもへの支援については、地域の状況に応じて、医師や保健師、教育委員会指導主事、特別支援学校センター的機能担当者、発達障害者支援センター相談員などが行っています。

早期からの支援をより充実させるためには、教育、医療、保健、福祉などの関係機関が連携した相談体制、支援体制を、各市町村の状況に応じて整備することが重要です。

市町村や市町村教育委員会とともに、関係機関、部局が連携した相談・支援体制づくりを進めていきます。

(2) 早期支援のための相談窓口の周知

妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援をワンストップで行う子育て世代包括支援センター（以下「センター」という。）が各市町村で設置されています。

保護者や支援者からの相談が確実に教育、医療、保健、福祉などの関係機関につながるように相談窓口となるセンターの周知を行っていきます。

併せて各市町村の相談体制を周知するためのリーフレット等を作成し、保護者や支援者の相談につなげていきます。

(3) 所（園）内体制の充実

保育所や幼稚園等の所（園）内体制は整備されつつありますが、保育所や幼稚園等における所（園）内委員会の設置や特別支援教育コーディネーター⁹の指名は、小学校等と比べて進んでいない状況があります。市町村や県幼児教育センター¹⁰と連携して、所（園）内体制の充実を図ります。

また、県幼児教育センターや特別支援学校、大学等と連携して、特別支援教育に係る研修を実施し、保育士や教員等の専門性の向上を図っていきます。

(4) 盲学校幼稚部の設置

視覚障がいのある子どもへの早期からの専門的な学びを保障するために、令和3年度から盲学校に幼稚部を設置します。

3 小学校、中学校

【現状と課題】

- ①発達障がいの可能性のある児童生徒が増加しており、自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒数が大幅に増加しています。また、通常の学級においても特別な支援の必要な児童生徒が増加しており、実態や支援の多様化が進んでいます。その中で、教室に入りにくい児童生徒の対応も課題となっています。
- ②通常の学級において、障がいや認知の特性により、学習上の困難さを感じている児童生徒が増えており、小学校の通常の学級に在籍する発達障がいのある児童に対し、特別な支援を行うために非常勤講師（にこにこサポート事業小学校等通常の学級（以下、「にこサポ」という。））を配置しています。また市町村教育委員会により特別支援教育支援員の配置なども行われています。
- ③LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）等の発達障がいを中心に通級による指導を必要とする児童生徒が増加しています。障がいの特性も多様化しており、より専門的な指導が求められています。また、通級による指導の効果を高めるためには、児童生徒が在籍する通常の学級の担任との連携が必要ですが、通級による指導・支援の内容が共有されていないなどの課題があります。
- ④校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、各校の特別支援教育の体制は整備されましたが、特別支援教育を更に充実させるためには校内体制の機能を強化していくことが必要です。

⁹ 特別支援教育コーディネーター・・・各学校における特別支援教育の推進のため、校内委員会や特別支援教育に関する校内研修の企画・運営、関係機関や学校との連絡・調整、担任への支援、保護者からの相談窓口の役割を担う人。（出典：文部科学省HP参考）

¹⁰ 県幼児教育センター・・・正式名称は「島根県幼児教育センター」という。指導主事や幼児教育アドバイザー等を配置し、幼児教育施設を訪問し、実態に応じた支援をするなどの活動をしている。

■小学校、中学校の通常の学級における特別な支援の必要な児童生徒

年 度		H27	H28	H29	H30	R1
割 合	小学校	9.1%	9.6%	9.9%	10.9%	11.5%
	中学校	6.9%	6.9%	7.5%	7.2%	8.5%

※教員の主観により、「特別な支援の必要な児童生徒数」を調査。全在籍児童生徒数に占める割合。

※調査対象：国公立小学校、国公立中学校（H30年度以降は、義務教育学校も含む）

出典：島根県教育委員会

■特別支援学級在籍児童生徒数

（小学校）

（単位：人）

在籍者数区分\年度	H27	H28	H29	H30	R1
小学校在籍者数(a)	35,426	35,161	34,894	34,987	34,643
特別支援学級在籍者数(b)	725	796	848	997	1,037
うち知的障がい学級	368	396	388	414	420
うち自閉症・情緒障がい学級	296	336	395	503	537
(b)/(a)	2.0%	2.3%	2.4%	2.8%	3.0%

※H30年度以降は、義務教育学校も含む

（中学校）

（単位：人）

在籍者数区分\年度	H27	H28	H29	H30	R1
中学校在籍者数(a)	19,138	18,727	18,246	17,672	17,678
特別支援学級在籍者数(b)	459	476	456	471	490
うち知的障がい学級	202	213	197	214	199
うち自閉症・情緒障がい学級	230	230	235	233	259
(b)/(a)	2.4%	2.5%	2.5%	2.7%	2.8%

※H30年度以降は、義務教育学校も含む

出典：島根県教育委員会

【今後の取組】

（１）発達障がいの可能性のある児童生徒への支援

①新しい学びの場の検討

通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童生徒は、年々増加するとともに、その背景や要因は複雑化・多様化しています。また、特別な支援の必要な児童生徒の要因が、障がいによる困難さからくるものかが判断しづらい状況も多くあります。様々な要因により集団での学びに困難さのある児童生徒や教室に入りにくい児童生徒が特性や困難さに応じた環境や学習方法で学ぶことを通し、自信や学習意欲、自尊感情などを高めていき、共に学べるような体制（場所づくり、人的配置など）を、関係機関や市町

村教育委員会とも連携し、現行の支援制度も含めて検討していきます。

併せて、通常の学級での授業づくりや集団づくり、効果的な校内体制についても検討していきます。

②特別支援教育支援専任教員等による支援の強化

小学校、中学校の教員の相談に迅速に対応するため、各教育事務所に特別支援教育支援専任教員¹¹（以下、「支援専任教員」という。）を引き続き配置し、LDに対する指導を支援できるように研修を行います。

また、特別支援学校センター的機能や発達障害者支援センターとの連携も図り、より支援を充実させていきます。

にこサポ担当者に対しては障がいの特性に応じた指導に関する研修を引き続き行っていきます。

③ICT活用の推進

発達障がいの可能性のある児童生徒を含め、特別な支援の必要な児童生徒一人一人の障がいの特性に応じた支援を行うにあたり、ICTを活用することは教育上有効です。

全ての学びの場で活用ができるように、通常の学級、通級による指導、特別支援学級が連携し、指導方法や活用方法について情報を共有していくことが重要です。

ICTの活用について市町村教育委員会と連携し推進していきます。

(2) 校内体制の機能強化

通常の学級に在籍する特別な支援の必要な児童生徒や特別支援学級の児童生徒一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の「質」をより一層充実させるためには、管理職のリーダーシップのもと、校内体制を強化していく必要があります。

そのために、校長会、教頭会や管理職向け研修などで学校全体での特別支援教育の推進を促していくとともに、特別支援教育コーディネーターが円滑かつ適切に業務を進めていけるように、特別支援教育コーディネーターの役割や関係機関との連携に関する情報などを掲載したハンドブックを作成します。

支援専任教員による支援の強化やハンドブックを活用した特別支援教育コーディネーター研修等を市町村教育委員会と連携して実施することにより、校内委員会の活性化を図り、通常の学級の担任や特別支援教育担当者が校内で気兼ねなく相談できる体制づくりをより一層推進します。また、児童生徒の就学後の学習や生活の状況を把握するとともに、必要に応じて、学びの連続性を踏まえた学びの場の検討ができる体制を構築していきます。

(3) 特別支援学級に対する支援の継続

近年、特別支援学級に在籍する児童生徒が増加しています。障がいの程度や学年が異

¹¹ 特別支援教育支援専任教員・・・市町村立小中学校、義務教育学校の教員が抱える特別な支援を要する児童生徒の学習指導や学級経営等の課題の迅速な解決を図るため、各教育事務所に1名配置。

なり、多様な教育的ニーズを必要とする児童生徒が一つの学級に在籍している場合があります。多人数が学ぶ特別支援学級には非常勤講師（にこにこサポート事業特別支援学級）を配置していますが、今後も引き続き多人数学級に配置していきます。

また、特別支援学級経験年数に応じた研修の実施や、支援専任教員や特別支援学校センター的機能による助言や支援を引き続き行っていきます。

（４）通級による指導での支援内容の共有

通常の学級において、学習上、生活上の困難を的確に捉えた指導を行うためには、児童生徒の状況や通級による指導内容、指導の開始・終了などを、校内できめ細かく定期的に検討する必要があります。通級による指導で行われる「個への支援」を含め、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の学びの充実のためには、通常の学級における指導方法の工夫・改善も重要であり、通級による指導での児童生徒の状況や必要な支援について、通常の学級担任等との情報共有が必要です。

通常の学級担任や特別支援教育コーディネーターを中心に校内全体で適切な支援方法の検討や情報共有が行われるように、市町村教育委員会や支援専任教員と連携し校内の連携体制を強化していきます。

（５）ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進

通常の学級において、全ての児童生徒にとって分かりやすく、学びやすいというユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを行い、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごせるようにすることが重要です。

また、そのためには、お互いを認め合える学習集団づくりが必要です。このことは、特別な支援の必要な児童生徒を含めた全ての児童生徒の「集団での学び」の充実につながります。

市町村教育委員会や支援専任教員と連携しながら、これらのことを推進していきます。

4 高等学校

【現状と課題】

- ①高等学校においても特別な支援の必要な生徒が増加しています。各校の特別支援教育の校内体制の整備は進んできていますが、校内委員会や特別支援教育コーディネーターの機能を更に強化する必要があります。
- ②特別な支援を必要とする生徒一人一人の状態に応じた必要かつ適切な合理的配慮を提供することが必要となっています。合理的配慮の提供について、生徒の状況に応じ個別に判断することに苦慮しているケースがあります。

③通級による指導が制度化されましたが、現時点において実施校は4校¹²であり、地域的にも偏りがあります。また、現在実施している全ての高等学校が自校の生徒のみを対象としており、通級による指導実施校ではない学校の生徒が、通級による指導を受けたくても受けられないといった現状があります。難聴の生徒に対しては、ろう学校から巡回指導という形で通級による指導を実施しています。

■高等学校における特別な支援の必要な生徒

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
割 合	2.8%	2.9%	3.4%	3.2%	3.1%

※教員の主観により、「特別な支援の必要な生徒数」を調査。全在籍生徒数に占める割合。

※調査対象：公立高等学校

出典：島根県教育委員会

【今後の取組】

(1) 校内体制の強化

校内体制の整備や研修の実施などにより、個々の教員の特別支援教育への理解は深まりつつありますが、その知識を実践に生かし、効果的で一貫した支援につなげるためには、校長をはじめとする管理職のリーダーシップのもと、校内委員会の活性化を図り、校内体制を強化することが必要です。

そのために、校長会、教頭会や管理職向け研修などで学校全体での特別支援教育の推進を促していくとともに、特別支援教育コーディネーターの役割や関係機関との連携に関する情報、高等学校における特別支援教育の推進に関する情報などを掲載したハンドブックを作成していきます。

(2) 通級による指導の拡充

現在、通級による指導については、自校の生徒のみを対象とする自校通級により実施していますが、令和3年度から自校通級に加え、巡回指導のできる拠点校方式を導入し、拠点校から各校へ巡回指導を行います。今後、順次全5圏域（松江、出雲、浜田、益田、隠岐）に導入し、通級による指導を全ての県立高等学校で受けることができる体制を構築します。

(3) 圏域のネットワーク構築による特別支援教育の推進

現在、松江、出雲、浜田、益田の4つの圏域で高等学校特別支援教育推進教員を指名し、高等学校同士のネットワークや圏域の中学校とのつながりを構築しています。今後は、通級による指導拠点校にネットワークの機能を統合し、圏域の高等学校におけるインクルーシブ教育システム構築に向けて、中心的な役割を担うこととします。（インクルーシブ教育システム推進センター校（以下、「センター校」という。））

¹² 4校 ……松江農林高等学校、宍道高等学校、三刀屋高等学校掛合分校、邇摩高等学校。

(4) 合理的配慮アドバイザーの配置

合理的配慮の提供については、生徒の状況に応じて個別の判断が必要となります。学校が判断に迷ったときに相談できる合理的配慮アドバイザーを県教育委員会に配置し、合理的配慮の提供の推進を図ります。また、センター校のアドバイザーとして特別支援教育を推進するための指導助言を行います。

指導助言に際しては、特別支援学校センター的機能や支援専任教員などとも連携し、切れ目ない支援の提供に努めます。

(5) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進

全ての高等学校において、特別な支援の必要な生徒だけでなく、全ての生徒が学習内容を理解でき、充実感をもって授業に参加できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりが必要です。

各校におけるユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりを推進するために、上記の合理的配慮アドバイザーや圏域のセンター校が各校を支援していきます。

(6) ICT活用の推進

特別な支援の必要な生徒への合理的配慮として、障がいの特性に応じたICTの効果的な活用を推進していきます。効果的な活用事例等を情報収集し、各校に情報提供していきます。

○安全な学校生活のために（学校における衛生管理等）

保育所、幼稚園、学校等において、安全で安心な環境を確保することは、教育を行う上で重要な基盤となります。特別な支援の必要な子ども一人一人の障がいの状態や特性は異なるため、それぞれの実態を把握した上で、想定される行動やそのリスクを考え、所（園）長や学校長のリーダーシップのもと、組織的に事故防止や安全対策の取組を行う必要があります。

また、新しい感染症などが発生した場合には、国のガイドライン¹³や県教育委員会が作成したガイドライン等を参考にし、保育所・幼稚園・学校等での対策を講じる必要があります。特に特別な支援の必要な子どもの中には重症化リスクが高い子どもも含まれているため、より一層のリスク管理が求められます。

¹³ 国のガイドライン・・・新型コロナウイルス感染症に関しては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(令和2年12月、文部科学省)、「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組について」(令和2年6月、文部科学省)において感染防止対策等について記載されている。

Ⅲ 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築

1 切れ目ない支援

【現状と課題】

- ①就学や進学で学びの場を決定する場合、本人、保護者、教員それぞれの意見が違い、合意形成に至るまでに時間がかかることがあり、早期から就学相談や進路指導が十分にできないことがあります。
- ②個別の教育支援計画の作成の意義や有用性、活用方法が十分に理解されていないため、就学時や進学時に、個別の教育支援計画を活用した指導や支援に必要な情報の引継ぎが十分に行われず、一貫した支援が受けられていないケースがあります。
- ③中学校特別支援学級から高等学校や特別支援学校高等部への進学後、進学先で不適應を起こすことがあります。本人や保護者が高等学校と特別支援学校高等部の教育課程や学校生活の違いを理解した上での進路決定となるよう進路指導を行うことが必要です。
- ④本人の困難さを出来るだけ早く明確にして、長期的な見通しを持って支援することが重要ですが、保護者に対して十分な情報提供ができていなかったり、将来の子どもの姿を見据えた就学先の検討がされていなかったりと、将来への見通しを持った支援がなされていない場合があります。早期から保護者と密に関わり、自立と社会参加を目指した教育を行う必要があります。
- ⑤障がいのある生徒が卒業後にスポーツや芸術活動などに接する機会が少ないといった課題があります。

■個別の教育支援計画の作成状況（平成30年度）

学校等		作成率
幼保連携型認定こども園		100.0%
幼稚園		67.0%
小学校	特別支援学級	82.9%
	通級による指導	53.9%
	上記以外の通常の学級	75.7%
中学校	特別支援学級	77.7%
	通級による指導	68.3%
	上記以外の通常の学級	82.4%
高等学校	通級による指導	100.0%
	上記以外の通常の学級	58.6%

※調査対象：県内公立幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校

幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含める。高等学校の通信制課程は調査対象に含まない。

出典：文部科学省「特別支援教育に関する調査：特別支援教育体制整備状況調査」

【今後の取組】

(1) 適切な就学相談の実施と就学先決定の充実

市町村教育委員会と連携し、就学に関する情報や仕組みについて、本人、保護者、教員に対して説明を行います。

また、就学時に決定した学びの場は固定したものではないため、小学校、中学校において、障がいの状態や適応状況などにより、柔軟に学びの場の見直しが検討されるように、校内委員会の役割や見直しの手続きについて、特別支援教育コーディネーター向けのハンドブック作成を通して、周知していきます。必要に応じて、県教育委員会指導主事や支援専任教員、特別支援学校センター的機能担当者が校内委員会に参加するなどの支援を充実させていきます。

(2) 学校間等での引継ぎの充実

支援に関する情報の引継ぎについては保護者の同意が必要であるため、就学、進学、就職先に情報を引き継ぐことについて早い段階から保護者と合意形成を図ることが必要です。そのために、保護者や教員に対して個別の教育支援計画の作成時に、その活用方法や活用による利点について周知を図るとともに、市町村と連携し、就学から就労まで円滑な引継ぎが行われるよう、相談支援体制を強化していく取組の中で、個別の教育支援計画の作成と活用を推進していきます。

また、誰もが作成、活用しやすい個別の教育支援計画の様式や作成方法の検討を進めていきます。

(3) 中学校における進路指導の充実

中学校特別支援学級に在籍していた生徒の多くが卒業後、高等学校や特別支援学校高等部へ進学しています。特別支援学校高等部への進学にあたっては、高等部の見学や体験を実施した上での進路決定となるなど、発達障がいを含め、特別な支援の必要な生徒に適切な進路指導が行われるよう、特別支援学校や支援専任教員から中学校の教員に対して、引き続き助言を行い、中学校における計画的な進路指導の充実を図っていきます。

更に、切れ目ない支援を実施するため、センター校が中心となり中学校と高等学校の教員が情報交換や意見交換を行う機会を設け、圏域ごとに中学校と高等学校の連携を推進していきます。

また、卒業後の進路を早期から検討することができるよう、特別支援学校高等部の入試の在り方についても検討していきます。

(4) 関係機関との連携の促進

特別な支援を必要とする子どもの実態や療育する上での保護者の困りや悩みを踏まえ、早期から必要な支援を行う取組を進めます。

子どもの発達や子育てに関して、教育、医療、保健、福祉、労働など関係機関が連携し、相談を受けたり、情報提供を行ったりするなど、地域の実情に応じたネットワーク

の充実や、保健・教育部門の連携による発達相談窓口の設置を市町村に働きかけます。また保育所、幼稚園、学校等に対して、必要に応じて、支援専任教員や特別支援学校センター的機能からの助言などを通して校内委員会の機能強化を図るとともに、それぞれでの指導・支援をより充実するため、活用できる関係機関の情報を提供し、関係機関との連携を促進していきます。

特に、障がいのある児童生徒の放課後の居場所である放課後等デイサービスと学校、保護者との連携強化が求められています。放課後等デイサービス事業所や放課後児童クラブ等と、学校、保護者が情報を共有したり、連携して一貫した支援を行ったりできるよう、市町村等と連携して取り組みます。

また、障がいのある外国人児童生徒等の発達や子育てに関して、児童生徒等の実態や保護者の希望の把握を市町村等の関係機関と連携し行っていきます。

(5) 生涯にわたるスポーツ・芸術活動の推進

障がいのある生徒が学校卒業後においても、身近にスポーツ活動や芸術活動に親しめるよう、学校生活の中でスポーツや芸術に触れる機会を増やし、それらに対する興味関心や意欲を高めていきます。

また、スポーツや芸術活動に関する地域資源の情報を周知するなど、関係機関と連携し、生徒が卒業後もスポーツや芸術活動に触れる機会を増やしていきます。

2 特別支援教育の理解・啓発

【現状と課題】

- ①共生社会の形成に向けて、特別支援教育の理解を図っていくことが必要ですが、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ機会が十分でないため、お互いを認め合う意識が十分に育っていないといった課題があります。
- ②教員、保護者、地域の特別支援教育や障がいに対する理解が十分でなく、早期からの適切な指導と必要な支援につながらなかったり、共に認め合って生きていくことにつながっていなかったりする場合があります。

【今後の取組】

(1) 交流及び共同学習の充実

特別支援学校では、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒と一緒に学ぶ機会として、特別支援学校が設置されている地域の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などや、幼児児童生徒の居住地の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などとの交流及び共同学習を実施しています。また、小学校、中学校においては通常の学級と特別支援学級の児童生徒が共に学ぶ、交流及び共同学習を実施しています。

交流及び共同学習は、障がいのある幼児児童生徒にとっては、様々な人々と助け合っ

て生きていく力となり、積極的な社会参加につながります。障がいのない幼児児童生徒にとっては、人々の多様な在り方の理解や正しい障がい理解をすることにより、障がいのある人に対し自然に接するなど、障がいのある人と共に支え合う意識の醸成につながります。

したがって、交流及び共同学習は、障がいのある幼児児童生徒、障がいのない幼児児童生徒双方に意義がある教育活動であることを周知しながら、市町村教育委員会等と連携し、更なる充実を図ります。

また、特別支援学校は学校設置地域外から通学する幼児児童生徒も多いので、交流及び共同学習を実施することで、地域の人々が特別支援学校の幼児児童生徒も地域（幼児児童生徒の出身地域や学校設置地域）の一員であるという意識を高めていくきっかけにしていきます。

（2）障がいの理解教育の推進

共生社会の形成に向け、学校教育において、障がいや障がい児・者に関する理解を深めることが重要です。特に、障がいのない子どもに障がいの正しい理解を促すことは、共に学ぶことを推進していく上でも必要であり、そのための理解教育を計画的に実施していくことが求められます。

特別支援教育コーディネーター向けハンドブックに、理解教育の必要性や指導内容の事例を示し、市町村教育委員会と連携して、各学校での取組を推進していきます。また、交流及び共同学習や障害者週間などの機会を捉えて、理解教育の実施を促していきます。

（3）地域との連携・協働を通じた理解・啓発の推進

共生社会の形成に向けて、特別支援教育を推進していくためには、保護者、地域住民の特別支援教育に対する理解も欠かすことができません。

また、障がいのある子どもがいずれ地域の中で生活することを見据えた時に、地域に対する理解啓発活動も欠かすことが出来ないものです。

障がいのある子どもが地域の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、学校と地域のつながりの円滑化と強化を図る取組を進めていきます。また、地域と連携・協働した教育の推進を通じて、地域への理解啓発を推進していきます。

（4）障がいのある子どもの保護者との連携の促進

保育所、幼稚園、学校等と家庭が情報を共有し、協働して子どもを育てていくことが必要です。特に、保育所、幼稚園、学校等においては、保護者の困りや悩みを聞く教育相談を実施するなど、保護者の気持ちに寄り添った支援を行うことも必要です。このような連携の充実を図るために、特別支援学校センター的機能担当者や支援専任教員、合理的配慮アドバイザーが保育所、幼稚園、学校等への助言を行っていきます。

また、障がいのある外国人児童生徒等の保護者に対し、子どもの障がいに対する理解や支援の方法について関係機関と連携し情報提供を行っていきます。

IV 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保

1 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上

【現状と課題】

- ①小学校、中学校の特別支援学級の学級数と在籍者数、通級による指導の対象児童生徒数は増加傾向にあり、特別支援教育を担当する教員が増える中、特別支援学級、通級指導教室を初めて担当する教員が毎年100名程度います。また、特別支援学校教諭免許状保有率は特別支援学級で4割程度、通級指導教室で6割程度という低い状況です。特別な支援の必要な子どもに対して、適切な指導や必要な支援を行うために、特別支援教育担当教員の専門性の向上が求められています。
- ②特別支援学校の教職員には、在籍する幼児児童生徒の障がいの重度化・重複化や発達障がい併せ有するなど障がいの多様化への対応、保育所、幼稚園、学校等からの相談に対応するための知識や指導力が求められています。
- ③視覚障がい及び聴覚障がいについては、当該障がい種の免許状を保有する教員に限られているため、専門性の維持・向上を計画的に図る必要があります。

■特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有率

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
小学校	50.8%	49.3%	44.5%	41.4%	43.7%
中学校	32.1%	37.7%	33.3%	34.4%	35.9%
合計	44.2%	45.4%	40.9%	39.1%	41.2%

出典：島根県教育委員会

■通級による指導担当者の特別支援学校教諭免許状保有率

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
小学校	65.5%	69.0%	68.4%	59.3%	60.7%
中学校	42.9%	48.3%	61.8%	57.6%	45.7%
合計	57.8%	62.1%	65.9%	58.7%	55.2%

出典：島根県教育委員会

■特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況（平成30年度）

障がい種	当該障がい種の免許状保有率
視覚障がい	45.8%
聴覚障がい	38.7%
知的障がい	93.9%
肢体不自由	98.9%
病弱	85.7%

※「視覚障がい」は、自立活動等の免許状保有者を除いた保有率

※調査対象：県内特別支援学校教員

出典：文部科学省「特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」

【今後の取組】

（1）特別支援教育に関する指導力の向上

通常の学級の担任を含めた全ての教員に、特別支援教育やインクルーシブ教育システム構築に関する知識や技能を有していることが求められています。全ての教員の基礎的な知識・技能の向上と、学校全体としての多岐にわたる専門性の確保や、特別支援教育に関する指導力を高めていくために、県教育センターや市町村教育委員会と連携を図りながら計画的・体系的な研修の再構築を行います。また、校（園・所）外での研修のみではなく、特別支援学校センター的機能や支援専任教員などの外部の資源を活用して、校（園・所）内において研修や助言を受け、専門性が高まるような取組を推進していきます。

特別支援学級を実際に経験し、特別支援教育の見識を高められるよう、多くの小学校、中学校の教員が複数年にわたり特別支援学級担任を経験するような仕組みや人事異動上の考慮を検討していきます。

併せて特別支援学校教諭免許状保有率向上のため、認定講習の実施や国立特別支援教育総合研究所、放送大学の認定通信教育受講の推奨を行っていきます。

また、SC（スクールカウンセラー）¹⁴やSSW（スクールソーシャルワーカー）¹⁵との連携は有効であるため、全ての学校において今後も連携した指導を行っていきます。

¹⁴ SC（スクールカウンセラー）・・・学校の教育相談を充実させるため配置される臨床心理士等で、主に児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者に対する助言・援助を行う。
（出典：文部科学省HP参考）

¹⁵ SSW（スクールソーシャルワーカー）・・・教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくことを目的とする。（出典：文部科学省HP参考）

(2) 特別支援学校における専門的指導力の向上

新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導の充実や発達障がいを含む様々な障がいに関する専門性の向上、障がいの重度化・重複化への対応の充実のため、実践研究を行い、OJTを通して全教員の指導力の向上を図っていきます。

これらにより得られた成果については、特別支援学級担任を対象とする授業公開を実施するなどして、小学校、中学校等とも共有し、各地域の特別支援教育に関する専門性の向上を図っていきます。

併せて、PT（理学療法士）¹⁶・OT（作業療法士）¹⁷・ST（言語聴覚士）¹⁸などの外部専門家を活用し、より専門的な知識や技能の向上も図っていきます。

また、視覚障がい及び聴覚障がい特別支援学校の専門性を担保するために、研修派遣や認定講習への参加を促し、当該障がい種の特別支援学校教諭免許状保有率の向上を図るとともに、視覚障がい、聴覚障がいそれぞれの専門性を有する教員を、専任教員として配置する検討を進めていきます。

2 人材育成と人材確保

【現状と課題】

- ①大学の教職大学院や国立特別支援教育総合研究所への派遣、各学校におけるOJTなどで人材育成を行っていますが、そういった研修を受けた人材が、各地域や県において特別支援教育の中核を担う存在として位置づけた活用がなされていないといった課題があります。
- ②近年、教員を目指す人材が減少していますが、特別支援学校教諭を目指す人材の減少が顕著となっています。

【今後の取組】

(1) 特別支援教育の中核的・指導的役割を果たす教員の育成

県全体の特別支援教育を推進していくために、中心的な役割を担う人材の計画的な育

¹⁶ PT（理学療法士）・・・医師の指示の下に、身体に障害のある者に対し、主としてその基本動作能力の回復を図るため、運動を行わせ、及び物理的手段を加えることを業とする者。（出典：理学療法士及び作業療法士法参考）

¹⁷ OT（作業療法士）・・・医師の指示の下に、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、作業を行わせることを業とする者。（出典：理学療法士及び作業療法士法参考）

¹⁸ ST（言語聴覚士）・・・音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者。（出典：言語聴覚士法）

成が必要です。特別支援学校長会など各種校長会、市町村教育委員会などと連携し、人材を育成していきます。

これらの人材育成を進めるにあたり、研修の再構築を図り、大学の大学院や国立特別支援教育総合研究所への派遣研修や特別支援学校と小学校、中学校、高等学校との人事交流を有効に活用していきます。

(2) 特別支援教育を目指す人材の確保

県内大学や高等学校と連携して、大学の教員養成課程の学生や高校生に対して、特別支援教育への理解啓発を図るとともに、特別支援学校における教育実習生の受け入れの体制を整備し、特別支援教育の教員を目指す人材の確保を図っていきます。

参 考 資 料

- 「特別支援教育在り方検討委員会」の提言概要について . . . 25
- 特別支援学校の設置状況 . . . 26
- しまね教育魅力化ビジョン「家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開」 . . . 27
- 家庭・地域と連携・協働した特別支援教育の展開 . . . 28

「特別支援教育在り方検討委員会」の提言概要について

1 検討経過

平成31年4月に外部有識者17名による特別支援教育在り方検討委員会を設置。

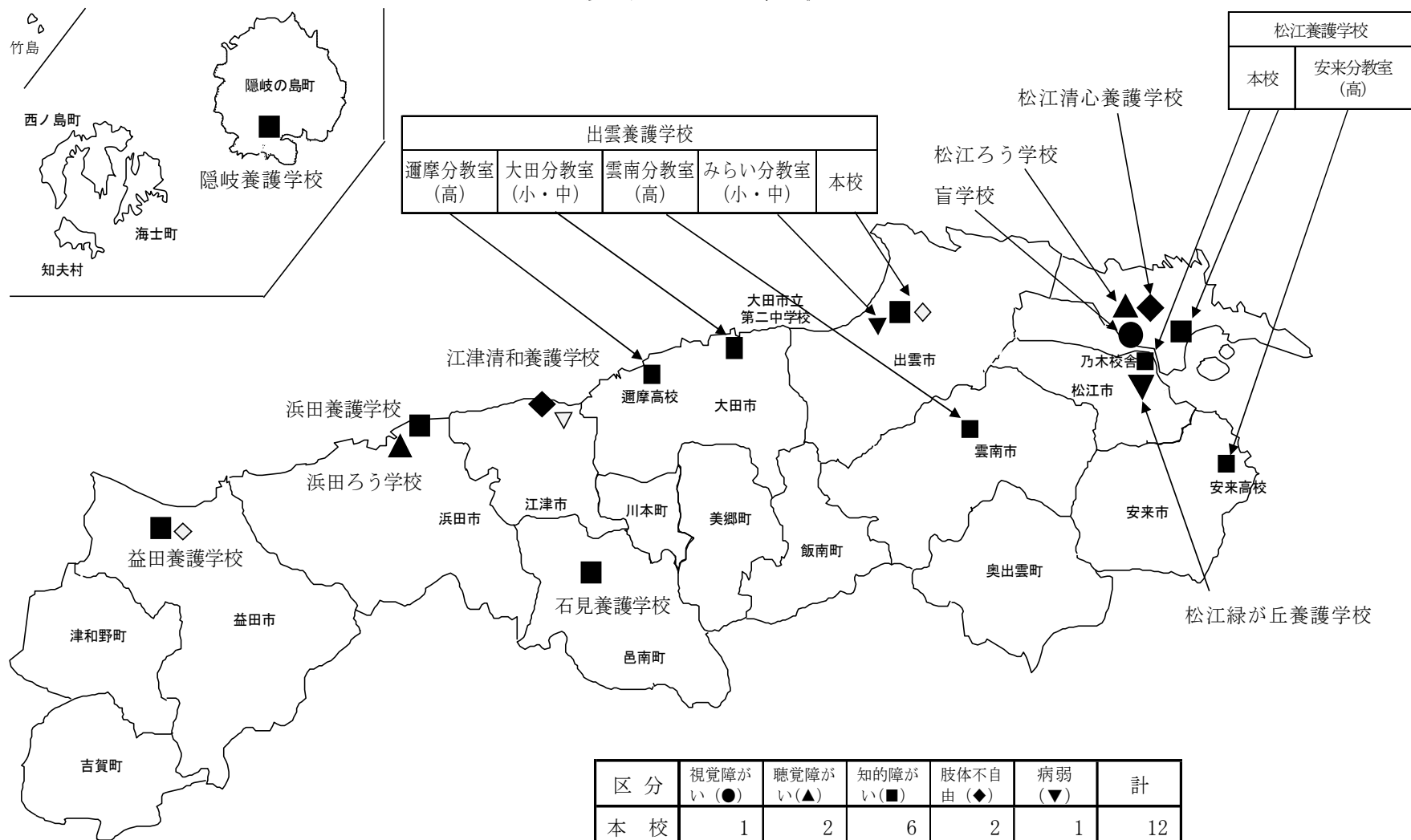
令和元年5月～令和2年3月までの間に検討委員会を7回開催し、下記項目について検討。

令和2年3月26日に県教育委員会あて提言書提出。

2 検討項目と主な提言内容(今後の方向性)

検討項目		主な提言内容(今後の方向性)
特別支援学校	職業教育・就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の障がいや適性に応じた職業教育の充実、実習先や就職先の確保についての対応。 ・障がいに応じた職業教育の推進に向け、教育内容の見直しを検討。
	地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方の障がいに対する理解が深まり、地域の中で子どもたちが育ち、地域に貢献していけるように、特別支援学校と地域が連携していくための仕組みを検討。
	医療依存度の高い児童生徒の安全安心な教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な児童生徒の情報を学校と関係機関が共有し早期からの支援につながる仕組みの検討。 ・学校看護師の確保や専門医からの助言等が受けられるシステムの検討。
	通学支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自立と社会参加や通学に関わる保護者の送迎の負担軽減を考慮して、様々な観点から通学支援を検討。
就学前		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、保護者、保育士、教員をサポートする体制整備を充実。 ・視覚障がいのある子どもへの支援を早期から適切に行うため幼稚部設置の検討。
小・中学校		<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいの可能性があり集団に入りにくい子ども等の学習の場、生活の場の検討。 ・校内委員会の活性化や特別支援教育コーディネーターの役割の明確等、校内支援体制の機能強化と関係機関との連携を推進する仕組みの検討。
高等学校		<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の提供が推進されるよう、教職員が判断に迷ったときに相談できる体制の検討。 ・通級による指導の拡充に向け、設置のあり方等について検討と担当者が協議、研修できる仕組みづくり。
理解・啓発		<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもと障がいのない子どもが相互に理解を深めていくために、人権教育の理念をふまえた交流及び共同学習や理解教育の促進を意図的・計画的に推進する仕組みを検討。
切れ目ない支援体制		<ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画の作成と活用を促進。 ・市町村教育委員会と連携し、定期的に校内委員会等で適性な学びの場を検討する仕組みを構築。
教職員の専門性の向上・人材育成		<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の魅力を発信し、特別支援教育を担う人材を確保。 ・特別支援教育を担う人材や、より専門性が高く、特別支援教育の中核を担う人材を計画的に育成する仕組みの検討。
関係機関との連携		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が情報を共有し連携していくための仕組みの検討。 ・個別の教育支援計画を活用し、連携の明確化。

特別支援学校の設置状況



区分	視覚障がい (●)	聴覚障がい (▲)	知的障がい (■)	肢体不自由 (◆)	病弱 (▼)	計
本校	1	2	6	2	1	12
分教室			4		1	5

- (注1) ▽ H22.4 江津清和養護学校で病弱教育実施
- (注2) ◇ H24.4 出雲養護学校、益田養護学校で肢体不自由教育実施
- (注3) 乃木校舎を松江養護学校高等部の一部としてH24.4に設置

参 考 資 料

○「特別支援教育在り方検討委員会」の提言概要について	・・・25
○特別支援学校の設置状況	・・・26
○しまね教育魅力化ビジョン「家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開」	・・・27
○家庭・地域と連携・協働した特別支援教育の展開	・・・28

「特別支援教育在り方検討委員会」の提言概要について

1 検討経過

平成31年4月に外部有識者17名による特別支援教育在り方検討委員会を設置。

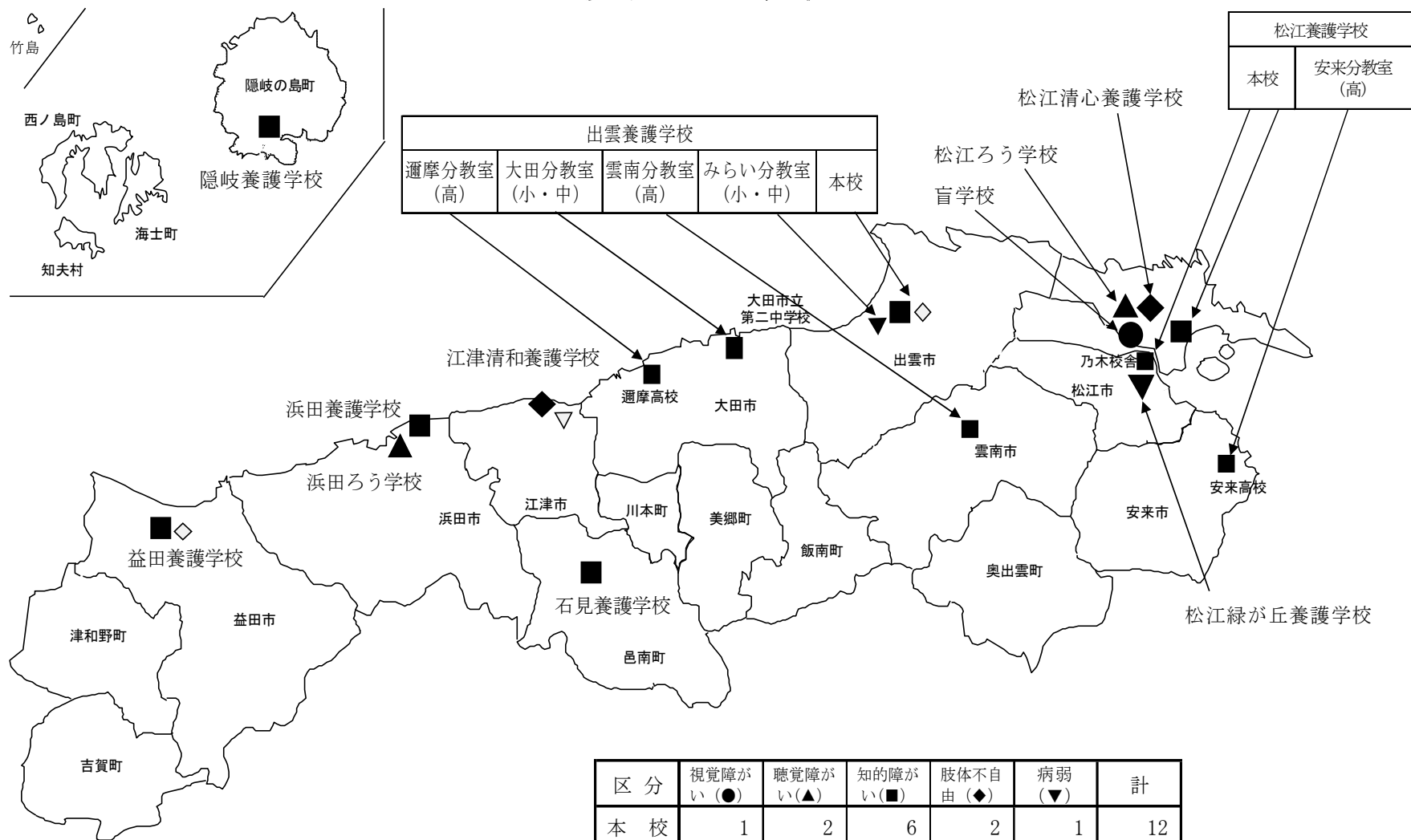
令和元年5月～令和2年3月までの間に検討委員会を7回開催し、下記項目について検討。

令和2年3月26日に県教育委員会あて提言書提出。

2 検討項目と主な提言内容(今後の方向性)

検討項目		主な提言内容(今後の方向性)
特別支援学校	職業教育・就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の障がいや適性に応じた職業教育の充実、実習先や就職先の確保についての対応。 ・障がいに応じた職業教育の推進に向け、教育内容の見直しを検討。
	地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方の障がいに対する理解が深まり、地域の中で子どもたちが育ち、地域に貢献していけるように、特別支援学校と地域が連携していくための仕組みを検討。
	医療依存度の高い児童生徒の安全安心な教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な児童生徒の情報を学校と関係機関が共有し早期からの支援につながる仕組みの検討。 ・学校看護師の確保や専門医からの助言等が受けられるシステムの検討。
	通学支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自立と社会参加や通学に関わる保護者の送迎の負担軽減を考慮して、様々な観点から通学支援を検討。
就学前		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、保護者、保育士、教員をサポートする体制整備を充実。 ・視覚障がいのある子どもへの支援を早期から適切に行うため幼稚部設置の検討。
小・中学校		<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいの可能性があり集団に入りにくい子ども等の学習の場、生活の場の検討。 ・校内委員会の活性化や特別支援教育コーディネーターの役割の明確等、校内支援体制の機能強化と関係機関との連携を推進する仕組みの検討。
高等学校		<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の提供が推進されるよう、教職員が判断に迷ったときに相談できる体制の検討。 ・通級による指導の拡充に向け、設置のあり方等について検討と担当者が協議、研修できる仕組みづくり。
理解・啓発		<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもと障がいのない子どもが相互に理解を深めていくために、人権教育の理念をふまえた交流及び共同学習や理解教育の促進を意図的・計画的に推進する仕組みを検討。
切れ目ない支援体制		<ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画の作成と活用を促進。 ・市町村教育委員会と連携し、定期的に校内委員会等で適性な学びの場を検討する仕組みを構築。
教職員の専門性の向上・人材育成		<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の魅力を発信し、特別支援教育を担う人材を確保。 ・特別支援教育を担う人材や、より専門性が高く、特別支援教育の中核を担う人材を計画的に育成する仕組みの検討。
関係機関との連携		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が情報を共有し連携していくための仕組みの検討。 ・個別の教育支援計画を活用し、連携の明確化。

特別支援学校の設置状況



- (注1) ▽ H22.4 江津清和養護学校で病弱教育実施
 (注2) ◇ H24.4 出雲養護学校、益田養護学校で肢体不自由教育実施
 (注3) 乃木校舎を松江養護学校高等部の一部としてH24.4に設置

家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開

学力を育む・社会力を育む・人間力を育む

高等学校・高等部

社会・上級学校

中学校・中学部

小学校・小学部

就学前

自発的な遊びや生活を通して培う

- 見通しを立てて行動したり、思い切り体を動かしたりし、健康な生活を送る。
- 感動する出来事に出会い、それを絵や歌、踊りで表現する。
- できないことや自分でやりたいことを、工夫したり考えたりし、粘り強く取り組む。
- 友達と共通の目的の実現に向けて、工夫したり協力したりしてやり遂げる。
- 善悪があることに気づき、きまりを作るなど、友達も大切に協力する。
- 絵本などに親しみながら、話したり聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむ。
- 身近な事象に、工夫、予想してかかわったり、友達と新たな考えを生み出したりする。
- 遊びを通して、数や文字を親しみをもって使ったり、物の形や大きさ、量の感覚をもったりする。
- 身近な地域のひと・もの・ことに触れることで、地域や社会に親しみをもつ。
- 身近な自然に関心や愛情をもったり、生命を大切にしたい気持ちをもったりする。

学力を育む

- 身のまわりの生活や地域とのかかわりを通して知的好奇心、学ぶ意欲を高める。
- 発達段階に応じて必要とされる知識・技能を習得し、必要に応じて使いこなせるようにする。
- 家庭と連携して家庭学習の習慣化を図る。
- 学校図書館やICT機器等を活用し、伝える力や情報を集め整理する力、読み取る力を育む。

社会力を育む

- 身近な社会とのかかわりを通して、自分の夢や希望を膨らませる。
- 身近な地域について、知る、感じる機会を設定することで、関心を高める。
- 身近な地域の教育資源(ひと・もの・こと)に触れることで、ふるさとへの愛着や誇りを育む。
- 外国語教育などを通して多様な文化に触れ、親しみを感じられるようにする。
- 係活動や委員会活動などを通して、働くことの意義について考える。

人間力を育む

- 自分の好きなもの、大切なものを持ち、自分を信じる心を育む。
- 人や自然とのかかわりの中で、よいところを見つけようとする心を育む。
- 返事やあいさつ、時間や約束を守る等の、基本的なふるまいができるようにする。
- 様々な活動・体験の中で、自分の役割や責任を知り、役立つ喜びや自尊感情を育む。
- 自分と友達の違いに気づき、受け止めようとする態度を育てる。
- 様々な実体験を積み重ねて、たくましさややさしさなどを育む。

学力を育む

- 実生活、地域・社会や将来とのかかわりを通して、学ぶ目的や意義を理解し、学ぶ意欲を高める。
- 発達段階に応じて必要とされる知識・技能を習得し、必要に応じて使いこなせるようにする。
- 自らの進路を考えた、主体的で計画的な家庭学習ができるようにする。
- 学校図書館やICT機器等を活用し、言語能力や情報を取捨選択して読み取り主体的に活用できる力を育む。

社会力を育む

- 社会との積極的なかかわりを通して、自分の特性、自分らしい生き方について考え、将来を想起する力を育む。
- 地域社会の実態に触れることを通して、地域と自分とのつながりや地域の課題等への関心を高める。
- 地域の教育資源を活用した学びを通して、ふるさとへの貢献意欲を育む。
- 異なる文化や考え方への関心を高め、自分の世界を広げようとする態度を育む。
- 職場体験やボランティア活動等を通して、勤労観・職業観を高め、助け合って生きる喜びを体感できるようにする。

人間力を育む

- 自分の長所や欠点に気づき、自分らしさを発揮しようとする心を育む。
- 集団でのかかわりの中で、他者を尊重しながら役割を果たそうとする心を育む。
- 返事やあいさつ、時間や約束を守る等の、場や状況に応じたふるまいが意識的にできるようにする。
- 様々な活動・体験を通して、集団の中での役割や責任の存在を意識し、人間関係を築く上で必要な力を育む。
- 互いの考えや立場を認め合い、協働していこうとする態度を育てる。
- 様々な実体験の積み重ね(成功・失敗・挫折など)を通して、学び続けていく力の基盤となる集中力、持続力、柔軟性を育む。

学力を育む

- 学びの先にある社会を意識し、自ら挑戦していく意欲を高める。
- 発達段階に応じて必要とされる知識・技能を習得し、必要に応じて使いこなせるようにする。
- 実社会や自らの将来に役立つ、専門的な知識や技能を育む。
- キャリア形成に向かい、主体的で、計画的な学習ができるようにする。
- 学校図書館やICT機器等を活用して情報を収集し、的確に対応できる力等を育む。
- 生涯にわたる学びの基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力を育む。

社会力を育む

- 社会との多様なかかわりを通して、自分の特性を生かした社会貢献のあり方を具体的に想起する力を育む。
- 他地域の実態や異文化に触れる機会を通して、多角的な視点でふるさとを捉えることで、ふるさとの魅力や課題に気づくようにする。
- 地域課題解決に取り組む学習を通じて、当事者意識をもったふるさとへの貢献意欲を高める。
- 多様な価値観を理解し、国際的な視野をもった行動、コミュニケーションができるようにする。
- インターンシップや企業見学、セミナー等を通して、地域社会のあり方や自らの生き方を考えるよう促す。

人間力を育む

- 多様なかかわりを通して、生命の尊さを感じ、他と共生しようとする心を育む。
- 挨拶や時間遵守等、社会で通用するマナーを身に付け、場や状況に応じたふるまいが自発的にできるように育む。
- 各種の体験的活動を通して、社会に主体的に参画していくために必要な力や態度を育む。
- 人権が尊重される社会を実現しようとする意欲や実践力を育む。

in 地域の中で体験する・浸かる

- 様々な感覚を使って地域を体験する。
- 地域での「原体験」や「原風景」を深く、多くもつことで、愛着や郷土愛の土台を育む。

about 地域について知る・伝える

- 地域の「ひと・もの・こと」に触れながら地域について、知る、調べる。
- 地域の歴史や文化、現代の課題、未来の姿などを調べ、考えることで、誇りや愛着を育む。

for 地域のために行動・実践する

- 地域行事や地域のボランティア等へ参加する。
- 地域の課題を発見し、解決に向けた提案、課題解決への実践などを経て、自分たちも地域の役に立てる、地域を守り、創っていく一員だという自覚や当事者意識の醸成を図る。

with 地域と共に未来を描く

- 地域のことと自分の未来を繋げて考え、自分という「個」の未来だけでなく、「地域」や「社会」の未来のことも考えるように促す。

生活習慣・健康・体力

- 食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でできるようにする。
- いろいろな遊びの中で伸び伸びと十分に体を動かすようにする。

生活習慣・健康・体力

- 自分の健康に関心を持ち、運動、食事、睡眠などの基本的な生活習慣の定着を図る。
- 運動遊びを通して、体を動かすことを楽しみ、いろいろな運動ができる力を育む。

生活習慣・健康・体力

- 生活リズムを整えるなど、自らの力で基本的な生活習慣の確立を図る。
- 運動部活動や体育行事など様々な経験を通して、運動に親しむ習慣を身に付ける。

生活習慣・健康・体力

- 社会的自立に向けて、生涯にわたり健康な生活を営むため、望ましい生活習慣の確立を図る。
- 健康の保持増進のため、主体的に運動・スポーツに取り組む力を育む。
- 生涯にわたり運動に親しみ、楽しむ力を育む。

- 優しく抱き、良いところをほめる。
- 子どもの話を聞き、気持ちを受け止める。
- 早寝早起きなどの基本的な生活習慣が、気持ちよい生活につながることを気づかせる。
- 自然の中で遊ぶなど、本物の体験をさせる。

- ほめて良いところを伸ばし、悪いことはきちんと諭す(叱る)。
- 子どもの話を聞き、会話を楽しむ。
- 基本的な生活習慣を自分で身に付けるよう促す。
- 自分の良さを知り、その良さを生かすことができるよう励ます。

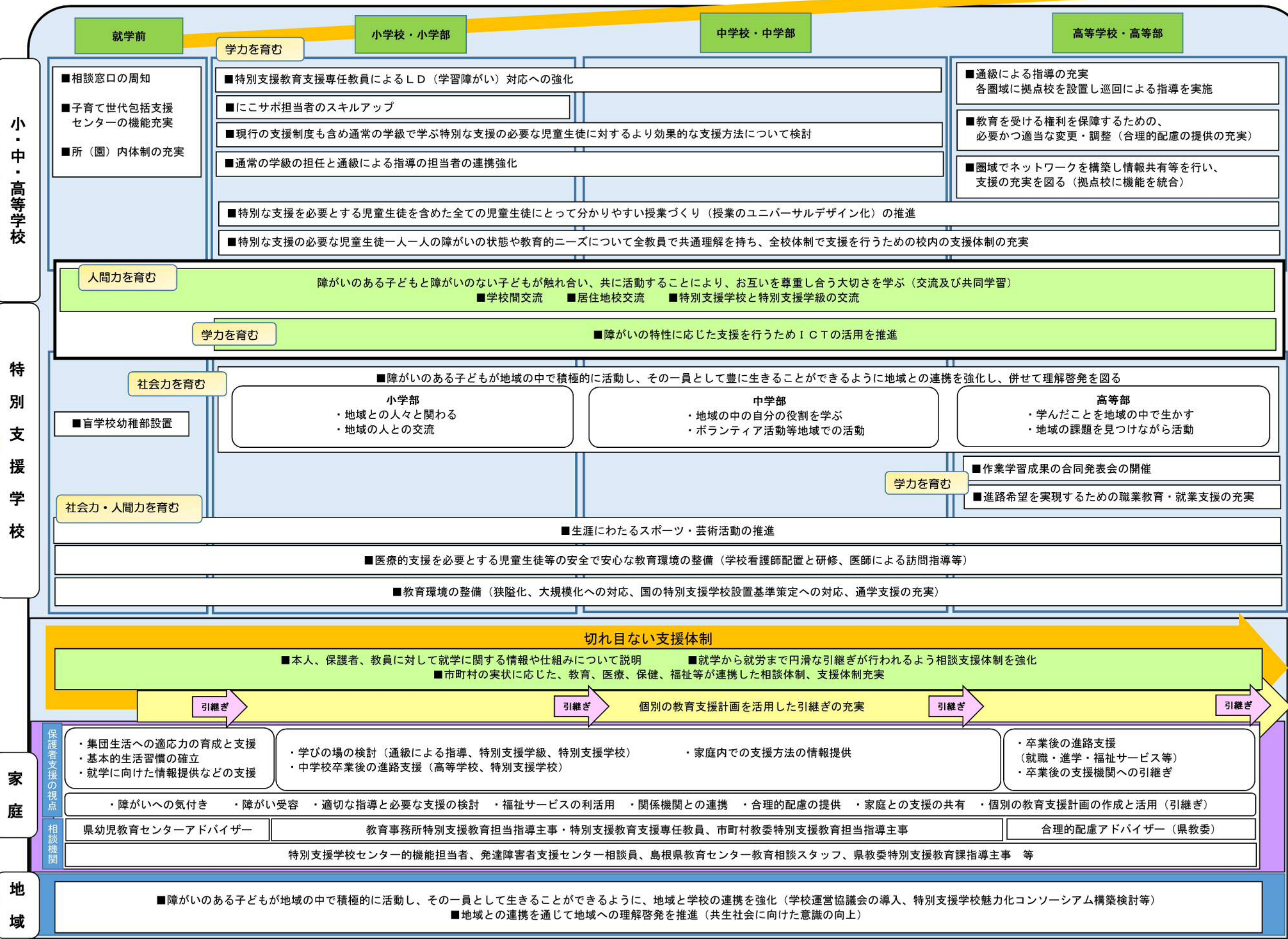
- しっかりほめ、しっかり諭し(叱り)、励ます。
- 話を真剣に聞き、思いを受け止め、相談に乗る。
- 望ましい生活習慣のリズムが確立できるよう促す。
- 自分の良さを生かし、目標に向けて努力できるよう相談に乗り、励ます。

- 最良の理解者として、温かく見守り、支える。
- 人生の先輩として相談に乗り、アドバイスする。
- 自分のことは自分で計画・実践する大人としての生活リズムが確立できるよう支援する。
- 社会の一員として、自分が生かせる目標を持ち、達成に向けてチャレンジできるよう、物心両面で支援する。

家庭
地域

ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人

家庭・地域と連携・協働した特別支援教育の展開



連携・協働

ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人

地域の中で障がいのある子どもが持てる力を十分に発揮し、力強く、自分らしく生きる